

災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書

奈良市（以下「甲」という。）と奈良県トラック協会奈良支部（以下「乙」という。）は、次のとおり災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合において、甲から乙に対して行う物資等の緊急輸送の要請に関し、適切かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、物資等の緊急輸送を実施する場合においては、乙に協力を要請することができる。

2 前項の要請（以下「協力要請」という。）において、甲は、乙に対し、災害状況及び応援を要する事由、応援を必要とする車両、輸送内容等、物資積込み場所及び取だし場所並びにその他参考となる事項を明らかにし、災害時協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭等によることができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、その後速やかに前項本文の災害時協力要請書を提出するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、できる限り、通常業務に優先して物資等の緊急輸送を実施するものとする。

2 甲は、協力要請に基づき、物資を運搬する乙の事業用自動車に対して、優先通行等に配慮するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条第1項の規定により物資等の緊急輸送を実施した場合は、従事した事業者名、車両種類、車両台数、乗務員数及び輸送物資並びに輸送期間、走行区間及び距離その他必要な事項を、甲に対し、速やかに完了報告届（様式第2号）により報告をしなければならない。

（経費の負担）

第5条 第3条第1項の規定による物資等の緊急輸送の実施に要した費用（運賃、料金、有料道路通行料、駐車場使用料等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の運賃、料金等の算出方法については、災害発生時直前における地域の事業者の認可運賃又は標準的な運賃、料金等を基準として、甲と乙とが協議して決定するものとする。

（事故等）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施する物資等の緊急輸送に使用する車両が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに車両を交換する等、その供給を継続しなければならない。

2 乙は、当該車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償）

第7条 甲は、協力要請により、乙が供給する事業用自動車が増傷し、又は滅失した時は、当該車体の損害を補償する。ただし、居眠り運転、飲酒運転等による増傷等、乙に過失がある場合は除く。

(災害補償)

第8条 第3条第1項の規定により物資等の緊急輸送に従事した者が、当該業務に従事したため負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は次の各号に掲げる場合を除き、災害救助法施行令（昭和22年10月30日政令225号）第7条の扶助金の例により、その損害を補償する。

- (1) 物資の緊急輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 物資の緊急輸送に従事する者が他の法令により療養その他の給付、若しくは補償を受けることができる場合
- (3) 当該事故が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡責任者)

第9条 この協定による適正な事務執行のため、甲乙それぞれに連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲にあつては奈良市危機管理課長、乙にあつては支部長とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知するまで継続するものとする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し、定めのない必要な事項は、甲と乙とが協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長

乙 奈良市今市町81番地1
奈良県トラック協会奈良支部
支部長